第十二規則　貨物倉、バラストタンク及び乾燥区画の浸水警報装置

（この規則は、建造の日のいかんを問わず、ばら積み貨物船について適用する。）

1　ばら積み貨物船には、次に規定する水面検知機を設置する。

.1　貨物倉に可視可聴警報を発するものを貨物倉の内底面より上方に〇・五メートルの高さ及び貨物倉の深さの十五パーセントの高さ（ただし、二メートルを超えてはならない。）にそれぞれ設置する。この章の第九規則.2の規定が適用されるばら積み貨物船については、可視警報のみを発するものを設置すれば足りる。水面探知機は、貨物倉の最後尾に設置する。バラスト水のために使用される貨物倉には、警報解除装置を設置することができる。可視警報は、二の異なる水位を明確に区別するものとする。

.2　第二―一章第十二規則の要求する衝突隔壁の前方のバラストタンクには、液体がタンクの容量の十パーセントに達した際に可視可聴警報を発するものを設置する。タンクにバラストを張る際に使用する警報解除装置を設置することができる。

.3　錨鎖庫を除く乾区画又は空所であつて、その一部が最前部の貨物倉の前方に及ぶものには、水面デッキの上方〇・一メートルに可視可聴警報を発するものを設置する。当該警報を発するものは、閉鎖された場所であつて、船の最大排出量の〇・一パーセントを超えない容量のものには設置する必要はない。

2　1に規定する可視可聴警報を発するものは、船橋に設置するものとする。

3　二千四年七月一日前に建造されたばら積み貨物船は、二千四年七月一日後の最初に行われる年次検査、中間検査又は定期検査の日までにこの第十二規則の要件に適合しなければならない。

第十三規則　ポンプ装置

（この規則は、建造の日のいかんを問わず、ばら積み貨物船について適用する。）

1　ばら積み貨物船の衝突隔壁前方のバラストタンク及び最前部の貨物層の前方に及ぶ部分のある乾区画のビルジの水抜き及びポンプ装置は、船橋又は推進機関制御室から、露出したフリーボード甲板又は船楼甲板を横切ることなく、容易に近づくことができる閉鎖された場所から操作することができるものでなければならない。これらのタンク又はビルジの配管が衝突隔壁を貫通する場合には、遠隔制御による弁の操作は、第二―一章第十二規則に定める弁制御に代わるものとして認めることができる。ただし、当該遠隔制御を行う場所については、この規則に適合するものとする。

2　二千四年七月一日前に建造されたばら積み貨物船は、二千四年七月一日後の船舶の最初に行われる中間検査又は定期検査の日で二千七年七月一日までにこの第十三規則の要件に適合しなければならない。

第十四規則　空の貨物倉での航行の制限

比重千七百八十キログラム毎立方メートル以上の貨物を運送する単船側外板構造の長さ百五十メートル以上のばら積み貨物船については、この章の第五規則1の規定に特定するいずれの一の貨物倉の浸水にも耐えるための要件及び国際海事機関が決議ＭＳＣ一六八（七九）によつて採択した「単船側外板構造のばら積み貨物船の船側構造についての基準」（附属書第一章以外の附属書に適用される改正手続に関する条約第八条の規定に従つて採択され、かつ、効力を生ずる同機関による改正を含む。）を満たさない場合には、船齢十年に達した後、満載状態のときは、いずれの一の貨物倉も当該貨物倉の満載状態における最大許容重量の十パーセント未満の積載状態で航行させてはならない。この第十四規則について適用される満載状態は、関連する指定されたフリーボードにおける当該船舶の載貨重量の九十パーセントに等しいか又はこれよりも大きい積載状態とする。

百二十九　附属書の付録を次のように改める。

1　旅客船安全証書、貨物船安全構造証書及び貨物船安全証書中、「キールが据え付けられた日若しくはこれと同様の建造段階に達した日又は用途変更若しくは主要な変更若しくは改造が行われた場合にはその開始の日」を次のように改める。（平成二十年七月一日効力発生）

建造の日

建造契約が結ばれた日……

キールが据え付けられた日又は船舶が同様の建造段階に達した日……

引渡しが行われた日……

用途変更又は主要な変更若しくは改造が行われた場合にはその開始の日……

すべての該当する日を記載すること。

2　旅客船安全証書中、2.1.3の表の「第Ⅱ―一章第十三規則」を「第二―一章第十八規則⑷」に改め、⑷を次のとおりとし、「C.1、C.2、C.3」をそれぞれ「P.1、P.2、P.3」に改める。（平成二十一年一月一日及び同年七月一日効力発生）

⑷　2009年１月１日前に建造された船舶については、区画満載喫水線として、C.1、C.2及びC.3を使用すべきである。

3　旅客船安全証書中、2.9の次に2.10及び2.11として次のように加える。（平成二十一年七月一日効力発生）

2.10　この船舶については、上記の条約第２―２章第17規則の規定に従つて代替的な設計及び配置を行つたこと／行わなかつたこと。（注）

2.11　火災安全のための代替的な設計及び配置の承認の文書がこの証書に付されていること／付されていないこと。（注）

注　該当しないものを抹消すること。

4　旅客船安全証書中、「この証書は、……まで効力を有する。」の次に、次のように加える。（平成十八年七月一日効力発生）

この証書の根拠となる検査が完了した日……

5　旅客船安全証書のための設備の記録（様式Ｐ）中、2の表の11.1を次のように改める。（平成二十二年１月１日効力発生）

11.1　捜索救助位置表示装置の数

11.1.1　レーダー・捜索救助トランスポンダー（ＳＡＲＴ）

11.1.2　ＡＩＳ捜索救助用位置指示送信装置（ＡＩＳ―ＳＡＲＴ）

6　旅客船安全証書のための設備の記録（様式Ｐ）中、3の表の6を次のように改める。（平成二十二年１月１日効力発生）

6　船舶の捜索救助位置表示装置

6.1　レーダー・捜索救助トランスポンダー（ＳＡＲＴ）

6.2　ＡＩＳ捜索救助用位置指示送信装置（ＡＩＳ―ＳＡＲＴ）

7　旅客船安全証書のための設備の記録（様式Ｐ）中、5の表の4の次に4.2として次のように加え、4（「船舶自動識別装置（ＡＩＳ）」）を4.1とする。（平成二十年七月一日効力発生）

4.2　船舶長距離識別追跡装置

8　貨物船安全構造証書中、4の次に5及び6として次のように加える。（平成二十一年七月一日効力発生）

5　この船舶については、上記の条約第２―２章第17規則の規定に従つて代替的な設計及び配置を行つたこと／行わなかつたこと。4）

6　火災安全のための代替的な設計及び配置の承認の文書がこの証書に付されていること／付されていないこと。4）

4）　該当しないものを抹消すること。